

自死関連事案当番弁護士制度



をご利用ください

～自死の防止や自死遺族の早期支援のために～

大分県弁護士会

1. こんなことでお困りではありませんか？

負債のこと 例：借金返済できない、賠償金が払えない	職場のこと 例：残業が多い、辞められない、解雇された
家族のこと 例：離婚、DV、生活費	相続のこと 例：身内が負債を残して亡くなった



弁護士に相談すれば解決できる可能性があります



2. 電話相談等により、弁護士が速やかに法律相談に応じます

- ＜相談できる人＞
- ① **自死が心配される方、自死遺族**
 - ② ①の親族その他の**関係者**
 - ③ 医療機関、福祉施設等の**関係機関の職員の方**

＜相談方法＞

① **電話相談**

② **事務所での面接相談**

③ **入院先等へ出張相談**

出張相談については、旅費等が必要になる場合がございます。

※いずれかについて
初回に限り
相談無料



3. 大分県弁護士会にご連絡ください（平日 9:00～17:00 受付）

※2017年4月から

・ 申込書（裏面）をFAX：097-538-0462

＜申込方法＞

・ 電話：097-536-1458 ※この紙を見たとお申し付けください

申込みの受付から24時間以内に、弁護士が電話をし、相談の日程等を調整させていただきます。

その電話で相談をして頂くことも可能です。

宛先：大分県弁護士会（FAX：097-538-0462）

自死関連事案法律相談申込書

太枠の中をご記入ください。

[illegible]

※ この用紙にご記入いただく個人情報は、事件管理や御本人確認、相談内容の把握、当会の法律相談事業の統計資料のために利用致します。